



鳥取県公報

平成15年6月13日(金)

号外第84号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	健康増進法施行細則(55)(健康対策課).....	2
	鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則(56)(水産課).....	5

——— 公布された規則のあらまし ———

健康増進法施行細則

1 趣旨(第1条関係)

この規則は、健康増進法の施行に関し必要な事項を定めるものとする事とした。

2 特定給食施設の事業の開始の届出(第2条、様式第1号関係)

特定給食施設の事業を開始した際の届出は、特定給食施設事業開始届出書を提出してしなければならないこととした。

3 特定給食施設の届出事項の変更等の届出(第3条、様式第2号、様式第3号関係)

特定給食施設の届出事項の変更をした際の届出は特定給食施設届出事項変更届出書を、特定給食施設の事業を休止又は廃止をした際の届出は特定給食施設事業廃止(休止)届出書を提出してしなければならないこととした。

4 書類の経由(第4条関係)

法の規定により知事に提出する書類は、保健所長を経由して提出しなければならないこととした。

5 施行期日等

- (1) この規則は、公布の日から施行することとした。
- (2) 栄養改善法施行細則は、廃止することとした。
- (3) 次に掲げる規則について所要の改正を行うこととした。

ア 鳥取県事務処理権限規則

イ 鳥取県公害防止条例施行規則

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

1 漁業再建整備特別措置法等の一部改正に伴う所要の規定の整備を行うこととした。(第2条、第8条関係)

2 この規則は、公布の日から施行することとした。

	2 同法第13条第1項の規定による特別用途食品の製造施設等への立入り及び販売の用に供する特別用途食品の検査又は除去の実施
保健所長	
二十二 略	二十二 略
略	略

(鳥取県公害防止条例施行規則の一部改正)

4 鳥取県公害防止条例施行規則(昭和47年鳥取県規則第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
別表第3(第5条関係) (1) 特定給食施設(健康増進法(平成14年法律第103号)第20条第1項に規定する特定給食施設で、継続的に1回300食以上又は1日750食以上の食事を供給するものに限る。)の調理施設(水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第66号の3に掲げる施設を除く。) (2)及び(3) 略	別表第3(第5条関係) (1) 集団給食施設(栄養改善法(昭和27年法律第248号)第9条の2第1項に規定する集団給食施設で、継続的に1回300食以上又は1日750食以上の食事を供給するものに限る。)の調理施設(水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第66号の3に掲げる施設を除く。) (2)及び(3) 略

様式第1号(第2条関係)

特定給食施設事業開始届出書

職 氏 名 様

特定給食施設の事業を開始したので、健康増進法第20条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

届出者 氏 名

㊟

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

給食施設の名称	
給食施設の所在地	
給食施設	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

の設置者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）				
給食施設の種別					
給食の開始日	年 月 日				
1日の予定給食数及び各食ごとの予定給食数	1日の予定給食数	食			
	朝 食	昼 食	夕 食	そ の 他	
	食	食	食	食	
管理栄養士及び栄養士の員数	管理栄養士 人、栄養士 人				

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第2号（第3条関係）

特定給食施設届出事項変更届出書

職 氏 名 様

特定給食施設の届出事項を変更したので、健康増進法第20条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

届出者 氏 名 ㊟

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

給食施設の名称	
給食施設の所在地	
変 更 事 項	
変 更 前	
変 更 後	
変 更 の 理 由	
変 更 年 月 日	年 月 日

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第3号(第3条関係)

特定給食施設事業廃止(休止)届出書

職 氏 名 様

特定給食施設の事業を廃止(休止)したので、健康増進法第20条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

届出者 氏 名

㊟

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

給食施設の名称	
給食施設の所在地	
廃止(休止)した年月日	年 月 日
廃止(休止)の理由	
休止の予定期間	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年6月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第56号

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則(昭和51年鳥取県規則第69号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義) 第2条 この規則において「漁業経営維持安定資金」とは、<u>漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法</u>（昭和51年法律第43号）第8条第1項に規定する融資機関（以下「融資機関」という。）が、同法第5条第1項の規定により漁業経営再建計画につき知事の認定を受けた中小漁業者に対し、当該中小漁業者が当該認定に係る漁業経営再建計画に従い、固定した債務の返済その他の漁業経営の再建を図るために必要な債務の整理を行うのに緊急に必要な資金として、次に掲げる条件で貸し付ける資金をいう。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(利子補給の打ち切り等) 第8条 知事は、次に掲げる事項に該当すると認めるときは、融資機関に対する当該該当する者に係る利子補給の全部又は一部を打ち切ることができる。</p> <p>(1) <u>漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法</u>施行令（昭和51年政令第132号）第5条第3項の規定に基づき、知事が当該利子補給に係る漁業経営再建計画の認定の取消しを行ったとき。</p> <p>(2) 略 2 略</p>	<p>(定義) 第2条 この規則において「漁業経営維持安定資金」とは、<u>漁業再建整備特別措置法</u>（昭和51年法律第43号）第8条第1項に規定する融資機関（以下「融資機関」という。）が、同法第3条第1項の規定により漁業経営再建計画につき知事の認定を受けた中小漁業者に対し、当該中小漁業者が当該認定に係る漁業経営再建計画に従い、固定した債務の返済その他の漁業経営の再建を図るために必要な債務の整理を行うのに緊急に必要な資金として、次に掲げる条件で貸し付ける資金をいう。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(利子補給の打ち切り等) 第8条 知事は、次に掲げる事項に該当すると認めるときは、融資機関に対する当該該当する者に係る利子補給の全部又は一部を打ち切ることができる。</p> <p>(1) <u>漁業再建整備特別措置法</u>施行令（昭和51年政令第132号）第3条第3項の規定に基づき、知事が当該利子補給に係る漁業経営再建計画の認定の取消しを行ったとき。</p> <p>(2) 略 2 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。